

和歌山南ロータリークラブ週報

Rotary  WAKAYAMA SOUTH R.C. CLUB WEEKLY 2022年12月 第4週

2022～2023年度
国際ロータリー・テーマ

事務所 〒640-8215 和歌山市橋丁23
N-4ビル 2F
TEL(073)423-8822 FAX(073)423-8821
http://www.wminamirc.jp/

ガバナー	森本芳宣	幹事	石橋英二
会長	中村和子	会長エレクト	小野正克
直前会長	上西豊基		
副会長	岩本 研	副委員長	橋本忠通
会報委員長	戸井洋木	広瀬晋作	岩橋一博
委員	林 勇伺		
	志賀功樹		



例会場 〒640-8156 和歌山市七番丁26-1
ダイワロイネットホテル和歌山 TEL(073)435-0055
例会日 毎週金曜日 12時30分～13時30分

2022-2023年度 RI会長 ジェニファー E. ジョーンズ 「 IMAGINE ROTARY 」

本日のプログラム

2022年12月25日(日) No.2902

第2959回 例会

- ソング「赤鼻のトナカイ」
- クリスマス家族夜間例会
ダイワロイネットホテル和歌山
18:00～

次週のプログラム

1月6日(金) 休会

2023年1月13日(金)

- ソング「君が代」「奉仕の理想」
- 新年例会

会長報告

今年も残すところ、あと2週間となり、和歌山にも冬到来という感じの寒さがやって来ました。部屋の乾燥にもお肌の乾燥にも皆様ご注意下さい。歳が明ければ2023年。翌年2024年は我が南クラブから野村ガバナーを輩出する年です。新型コロナウイルス感染やロシアによるウクライナ侵攻の影響であらゆる面で世界の状況が私達の想像の範囲を超えた様相を呈しています。120年余りを越えたロータリークラブも良い面は残して継承し、そうでない面は変えていく必要があります。クラブ内でも今まで度々継承すること、変えていくべきことがIDMでも議論されて来ました。野村ガバナー年度には世界の情勢を正しく見極めて、私達の誇る2640地区となるよう、地区を牽引出来るようクラブ一丸となって野村ガバナーを支えましょう。新年例会からガバナー報告が始まります。どうぞお楽しみに！



幹事報告

・来週23日金曜日の例会は25日(日)のクリスマス例会に振替になっています。金曜日例会はありません
・岡山RCの皆様方々が来年3月日本に来られます。和歌山には来年3月24日金曜日に来られます。夜間の歓迎例会を開催する方向で、国際交流委員会で計画していただく事になっています。



ロータリーソング



大林SAAソング副委員長 本日のソング「ROTARY」

ゲスト紹介



前畑親睦活動委員 本日のゲストのご紹介

出席報告



北芝出席副委員長 本日の出席報告



前週の報告 2022年12月16日(金)
出席報告 会員74名(出席規定適用免除会員6名)
出席41名 ホームクラブ出席者55.41%



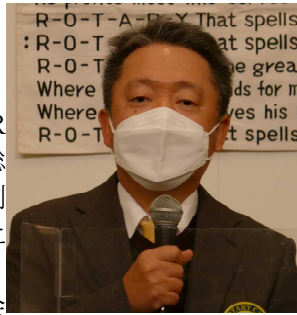
四つのテスト (言行はこれに照らしてから) I 真実かどうか II みんなに公平か III 好意と友情を深めるか IV みんなのためになるかどうか

委員会報告

①国際交流委員会

委員長 水城 実

来たる来年3月24日に台湾岡山R
Cさんが和歌山に来られます。総
勢27名の予定です。夜間合同例
会で、しっかり歓迎させて頂きたい
と思っております。翌25日は、
和歌浦観光の予定です。委員会
メンバーの 皆様ご協力のほど宜しく
お願い申し上げます。



②雑誌・広報委員会

委員長 岡崎 全雄

委員会より告知させていただきます。

12月の「人間万歳」の放送は、12
月27日(火)10時15分すぎより、11
月に引きつづき、南葵音楽文庫研
究員で、慶応義塾大学 名誉教授
の美山良夫先生のお話です。

是非皆様、お聴き下さい。



卓 話

「障害を理由とする 差別の解消について」

和歌山県 福祉保健部
障害福祉課

主査

竹内 康模 様



本日は、障害者差別解消法について、説明させていただきます。この法律は、障害のある人もない人もお互いに尊重しあいながら共生する社会を実現することを目的としたもので、国や県、市町村等の行政機関及び民間事業者に対し、主に2つのことを求めています。

1つめは「不当な差別的取扱いの禁止」です。行政機関や事業者が、障害のある人に対して、正当な理由なく、サービスの提供を拒否することや、サービスの提供に当たって場所や時間帯などを制限することを禁止しています。具体例をあげますと、車椅子の方や盲導犬を連れている方の入店を断る。本人を無視して介助者や支援者、付き添いの人だけに話しかける。保護者や介助者が一緒にいないとお店に入れない。などです。

2つめは「合理的配慮の提供」です。合理的配慮とは、障害のある人から、社会の中にある困りごとや障壁を取り除くための調整や変更を求められた時に、負担が重すぎない範囲で対応することをいいます。障害の種類や程度によって様々ですが、具体例としては、視覚障害のある人等から書類の記入やタッチパネルの操作をしてほしいと申し出があった場合、本人の意思を十分に確認しながら代わりを行う。聴覚障害のある人からの申し出に応じて、手話や筆談で対応する。段差がある場合、車椅子のキャスター上げの補助をしたり、段差にスロープを渡す。などです。

私たちが普段から自然にしている「手助け」や「思いやり」が、結果的に合理的配慮になっていることもあります。点字ブロックの上に物を置かない。空いているからといってバリアフリートイレを使わない。障害者等用駐車区画に駐車しない。こうした皆さん一人ひとりの「思いやり」が、誰もが安心して暮らせる共生社会の実現のための大きな一歩につながります。

県では、様々な障害の特性や必要な配慮を知っておくことで、障害のある人が困っているときに、ちょっとした手助けを実践することができるよう研修も実施していますので、興味がある方は障害福祉課までお申し込みください。

ニコニコ箱



本人誕生日・・・前畑君

前窪君・・・半期ガンバリマシタネ!

前嶋君・・・前窪先生の男の子 元気だとの事 安心しました。

計 ¥12,000 - 累計 ¥1,091,430 -

親睦活動委員会メンバー



本日のお食事



柘植プログラム委員長より
竹内康模様のご紹介がありました。

